

本日の記者会見で訴えたいこと

(2009年09月07日 長崎県庁記者室にて)

長崎市の詐欺罪による刑事告訴は不当である:

- ① 違法な誘導尋問によって得られた証拠能力のない供述を告訴の根拠にしている可能性が高い。
- ② 市議会百条委員会はバイオラボ社従業員 A 氏に対して異様な雰囲気の中誘導尋問によって供述を得た可能性が高い。そのため、後日、A 氏は自己の本当の言い分を書面にて長崎市に送付した(この間久木野氏側からの接触はない)が長崎市はこれを軽視している。
- ③ 本件補助金の交付はバイオラボ社が最初のケースであるため制度に詳しい市職員の指導・助言がなければ当時事務職経験者も皆無であったバイオラボ社にあって事務手続きに素人である A 氏が本件補助金交付に関わる手続きを行うことは不可能である。長崎市は当時の伊藤市長を始めとする市幹部が先頭に立って積極的にバイオラボ社本社長崎市内に誘致しており、市担当者は市幹部より指示されて補助金申請業務の具体的方法を A 氏に指導していた。このような実務の状況を考えてもバイオラボ社(久木野氏)が補助金を詐取することはその能力・客観的状況に照らして不可能である事実を長崎市は看過している。
- ④ 久木野氏は、市議会百条委員会による違法な誘導尋問によって得られた証拠能力のない供述をもとに長崎市が誤った判断をすることがないよう、また、久木野氏が自らの意見を述べることもできないまま一方的な結論を導き出した市議会百条委員会の制度上の不備を補完するため、平成21年5月28日付で書面により、長崎市が何らかの意志決定をする前に久木野氏の説明を聞いてくれるように申し入れをしていたが、長崎市はこれを殊更に見做している。
- ⑤ しかるに、長崎署が本告訴を受理するという、長崎市と同様の過ちを犯すことだけは避けて戴く必要がある。政治闘争に巻き込まれ、一市民が生け贄として刑事手続に関与させられること自体、不当と言わざるを得ない。そして、本件において、前述のとおり、そもそも詐欺罪が成立し得ない。

現在検討中と報道されている長崎県議会の偽証罪による刑事告発は不当である:

- ① 久木野氏は県議会百条委員会において会社に残されていた資料などを確認しながら自己の記憶にしたがってできるだけ丁寧に答弁をしてきた。根拠のない偽証罪の告発は明らかに人権侵害であり、偽証罪が事実でないとならなくなった時の告発者の責任の所在を明確にすべきである。

Cf.偽証罪(刑法 169 条)における「虚偽」の意義(弘文堂「条解 刑法」(第 2 版)p442 ~444)

主観説:虚偽の陳述とは、その内容が客観的眞実に合致するかどうかにかかわらず、証人の記憶に反する陳述をすることであると解し、自己の記憶に従って陳述すれば、それが客観的眞実に合致していても偽証に当たる(大判明 35.9.22、大判明 44.10.31、大判大 3.4.29、大判昭 7.3.10、東京高判 34.6.29)

客観説:証人の陳述内容が客観的眞実に反することが偽証の要件となるため、証人がその記憶に反した陳述をしても、それが客観的眞実に合致していれば偽証にならない

- ② 百条委員会が記者会見を開いて一市民を偽証罪で告発することを公表するのであれば、少なくとも何が偽証罪となるのか(偽証罪につき、判例・実務の立場と異なる客観説を採っているのであれば論外である)、法的根拠を示して説明できなければならない。偽証罪が成立するという法的根拠を示せないまま(逆に、これが証拠上示せるということは久木野氏を偽証罪で告発するという不当な目的のために百条委員会を開いたとさえ考え得る)、一市民を犯罪者として告発することはヒトとして許されない行為である。百条委員会で法的検証がなされたうえで報道にあるような告発を委員は口にしてしているのか、あるいはこれまでの百条委員会の運営と同じように法律を無視した上での告発の決断であるのかを明らかにすべきである。
- ③ 久木野氏は6月22日付けで議会事務局に対して「大学等発ベンチャー創出事業に関する調査特別委員会の議事録の全て」の情報公開請求を行っていたが、百条委員会が偽証罪の告発を決議しようとする今になっても議事録をいまだ公開していない。そのため久木野氏は百条委員会による一方的な偽証罪報道に生活面その他において多大な被害を受けながら具体的な事項について弁明する機会さえ与えられていない状況が続いている。県議会が公的機関である以上このような百条委員会の暴走行為を看過することは許されない(県民の皆様にもこのような状況を伝えることが必要である)。
- ④ 県議会百条委員会の設置が決められた平成20年11月定例会の議事録によれば、百条委員会の設置を強く提案する一部議員の発言には多くの事実と異なる説明が含まれており、議会がこれら一部議員による事実と異なる説明をその根拠を確認することもなく信じて、特にその時点で法律の想定する委員会の設置目的(自治体に関する疑惑や不正事件が発生した場合に地方自治法100条に基づき地方議会が設置する)が存在しないにも関わらず、政治的思惑から今回の百条委員会が設置されたことが疑われる。

実際の百条委員会では違法な証人喚問が続けられ、調査の焦点も紆余曲折を重ねる中、当初の便宜的ともいえる設置目的とも異なる調査(一民間ベンチャー企業の社内事務手続きにどこか手違いがないかを究明する調査)に大半の時間が割かれるようになり、徒に調査経費のみ膨らんできた。百条委員会とその関連委員会の運営に要した経費はすでに1000万円を下らず、その主要な支出が百条委員会委員への議員報酬等委員への支払いであり、また、このことに有権者の批判が集まることを回避するためには誰かを生け贄にしなければ百条委員会を終えられない状況になっている、との風聞が広がっている。百条委員会が明確な法的根拠を示さずに一市民を刑事告発することがあるならば、以上の風聞が真実であることを強く疑わせる行為に他ならない。

改めて、設置当初より違法な証人喚問を続けてまで百条委員会委員が調査しようとしてきたのは何であったのか、最近では新聞報道などでも「バイオラボの経営破綻問題を検証している県議会の調査特別委員会」と、堂々と当初の便宜的(合法性を装うための目的)目的すら無視するようになっている。

多くの議員報酬を含む1000万円以上の調査費は県民に説明できる妥当な公金支出であったのかどうか、について県議会による検証を求める。

配付資料:

印刷物の資料として、

- ① 本日の記者会見で訴えたいこと（本レジメ）
- ② 長崎警察署へ提出した上申書
- ③ 長崎県議会議員の全員へ郵送配付した百条委員会の実態を説明した資料

フラッシュメモリに記録した資料として、

- ① バイオラボ社が破産に至った経緯についての説明資料
- ② 長崎県に情報開示請求して開示された資料および議会 HP 公開資料
 - ・平成 20 年 9 月長崎県議会定例会文教委員会議事録
 - ・平成 20 年 11 月長崎県議会定例会文教委員会議事録
 - ・平成 21 年 2 月定例会文教厚生委員会議事録
 - ・2008 年 11 月の上海政務調査費用明細
 - ・百条委員会費用明細（7 月までの分）
 - ・平成 20 年度政務調査費（一部議員について）
 - ・議会運営委員会の不思議（県議会議員 HP より）

注釈事項:

（ウィキペディア Wikipedia など事典より引用）

【 百条委員会とは 】

地方自治法第 100 条第 1 項には「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。」（一部抜粋）との条項があり、この権限は議会の百条調査権とも呼ばれる。

この地方自治法 100 条に基づき地方議会が自治体に関する疑惑や不正事件が発生した場合にこれを調査するために設置する調査委員会。

【 百条委員会の調査の対象 】

当該普通地方公共団体の事務が調査の対象となるが以下の事務が調査の対象から除かれる。

自治事務については、労働委員会・収用委員会の権限に属する事務（その組織に関する事務及び庶務を除く）。法定受託事務については、国の安全を害するおそれがある事項に関する事務（当該国の安全を害するおそれがある部分に限る）、個人の秘密を害することとなる事項に関する事務（当該個人の秘密を害することとなる部分に限る）。

【 条文 】

第百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

② 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定があるものを除く外、前項の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。但し、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

③ 第一項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮(こ)又は十万円以下の罰金に処する。

④ 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疎明しなければならない。

⑤ 議会が前項の規定による疎明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

⑥ 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人

は、証言又は記録の提出をしなければならない。

⑦ 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。

⑧ 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。

⑨ 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。

⑩ 議会が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。

⑪ 議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

⑫ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

⑬ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

⑮ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

⑯ 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。

⑰ 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。

⑱ 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

⑲ 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

【長崎県議会が設置した百条委員会とは（県議会議事録より）】

1. 調査事項

本議会は、地方自治法第100条第1項の規定により、次の事項について調査するものとする。

(1)大学等発ベンチャー創出事業における長崎県及び長崎県産業振興財団からのバイオラボ社への6,000万円の出資金及び4,000万円の補助金の交付に関する事業執行内容。

(2)その他バイオラボ社の経営破綻に陥るに至るまでの長崎県行政関係当局及び長崎県産業振興財団の関与について。

2. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び長崎県議会委員会条例第3条の規定により、「大学等発ベンチャー創出事業に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託するものとする。

3. 調査の権限

本議会に、1に掲げる事項の調査を行うため地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4. 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5. 調査経費

本調査に要する経費は、500万円以内とする。